

船舶事故調査報告書

令和2年7月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年10月15日 00時ごろ～06時35分ごろの間）
発生場所	不明（青森県中泊町小泊港内）
事故の概要	漁船高貞丸は、船揚げ場を出航した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 高貞丸、0.69トン AM3-12946（漁船登録番号）、個人所有 5.61m(Lr)×1.21m×0.52m、木 ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月4日 免許証交付日 平成27年12月25日 (令和3年2月17日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西～北北西、風力 約10m/s、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約2m、水温 約20℃ 日出時刻：15日05時49分ごろ
事故の経過	本船は、船長が、令和元年10月15日00時ごろ自宅を出発した後、1人で乗り組み、小泊港内の船揚げ場を出航した。 船長の家族は、前日、小泊港第3東防波堤（以下「第3東防波堤」という。）の北側海域に仕掛けた刺し網を揚げに行ったものと思っていたが、ふだんなら1時間程度で帰宅する船長が帰宅しなかったので、01時45分ごろ、本船の船揚げ場に向かったところ、本船が戻っていないのを確認した。 船長の家族は、船長の携帯電話に電話をかけたが、呼出音が聞こえるのみで応答がなく、電話を掛け続けていたところ、電波が届かない

	<p>旨のメッセージとなったので、不審に思い、03時30分ごろ、船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）の役員に、本船が帰港しない旨を伝えた。</p> <p>所属漁協は、海上保安庁、警察、消防等に本船が帰港しない旨を通報した後、05時50分ごろから所属漁船による搜索を開始した。</p> <p>所属漁協は、06時35分ごろ、搜索中の所属漁船の乗組員から、第3東防波堤の東端の消波ブロック付近において、船首部を残して半水没状態となった船を発見したが、海上が時化^{しげ}しており接近することができない旨の報告を受けるとともに、陸上で搜索に当たっていた者（所属漁協の組合員等）から、漁網が付近の消波ブロックに漂着している旨の報告をそれぞれ受け、その後、陸上で搜索に当たっていた者から同船が沈没した旨の報告を受けた。</p> <p>沈没した船は、海上保安庁による潜水搜索により、転覆した状態で海底にあることが確認され、16日11時39分ごろ、漁船登録番号が記された破片によって本船であることが特定された後、クレーン台船で引き揚げられた。</p> <p>船長は、僚船、海上保安庁等による搜索が続けられていたところ、18日12時35分ごろ第3東防波堤の東方にある消波ブロックに漂着しているところを船長の家族によって発見されたが、死亡しており、司法解剖の結果、死因は頸椎^{けい}、胸椎の損傷に続発した溺水死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、刺し網漁を行う際、昼間に網を仕掛け、翌日の朝に揚網していた。</p> <p>所属漁協の担当者は、15日は荒天が予想されていたので、船長が早めに揚網しようと思って出航したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船には、揚網機が設置されておらず、揚網する際は人力で行っていた。</p> <p>海図W1196（小泊港）によれば、第3東防波堤北側の海域は、水深が約4～7m、底質が砂である。</p> <p>所属漁協の担当者によれば、第3東防波堤の北側海域は、水深が浅く、北寄りの風を受けると急激に波が高くなる場所であり、本事故前日、同海域において刺し網を仕掛けていたのは船長のみであった。</p> <p>船長は、ふだん、操業する際は作業用救命衣を着用していたが、発見時、全裸の状態であり、作業用救命衣及び携帯電話が発見されなかった。</p> <p>本船には、航海灯が備えられていなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり</p> <p>船長の死因は、頸椎、胸椎の損傷に続発した溺水死であった。</p> <p>本船は、風速約10m/sの北西風が吹き、波高約2mの波浪が打ち寄せている状況下、10月15日00時ごろ船長が自宅を出発して小泊港内の船揚げ場を出航した後、06時35分ごろ船首部を残して半水没状態であるところを発見されたことから、この間において、船長が落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船から落水した後、頸椎及び胸椎の損傷に続発して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、航海灯が備えられていなかったことから、夜間航行を行ってはいなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、風速約10m/sの北西風が吹き、波高約2mの波浪が打ち寄せている状況下、小泊港内の船揚げ場を出航した後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の操縦者は、船舶の堪航性を考慮し、出航前に気象及び海象情報を適切に入手し、うねりや波浪が高くなることが予想される際は出航を控えること。 ・ 航海灯が備えられていない船舶は、夜間航行を行わないこと。

付図1 事故発生場所概略図

